

# 労務ROAD

社長が入れる労災保険のことなら

『葛城経営研究会』

詳しくは、06-6264-6543 まで!

## 河本社労士事務所

(編集担当: 伊藤)

〒541-0056 大阪市中央区久太郎町 1-9-26 船場 IS ビル 5F Tel: 06-6264-6264 Fax: 06-6264-6265

### “中退共”をご存知ですか？

#### ●中退共制度って何？

中退共(中小企業退職金共済制度)は、独力では退職金制度を設けることが困難な中小企業に対して、事業主の相互共済の仕組みと国の援助によって設けられた国の退職金制度のことです。(制度の運営は勤労者退職金共済機構が行っています。)

#### ●中退共制度のしくみ

- ① 加入申込…事業主が中退共と退職金共済契約を結びます。後日、従業員ごとの共済手帳が送付されます。
- ② 掛金納付…毎月の掛金を金融機関に納付します。**掛金は全額事業主負担**です。
- ③ 退職金支払…退職した従業員の請求に基づき、中退共から直接従業員に支払われます。

#### ●掛金はいくら？

月額掛金は、5,000円から30,000円まで16種類の中から従業員ごとに選択することができます。

#### ●会社にメリットは？

##### ◇国による掛金の助成があります！

初めて中退共制度に加入する事業主や掛金月額を増額する事業主に対して、掛金の一部を国が助成します。

##### ◇掛金は全額非課税です！

掛金は、法人企業の場合は損金として、また、個人企業の場合は必要経費として処理することができます。

##### ◇管理が簡単！

従業員ごとの納付状況や退職金試算額のお知らせが事業主宛に届きますので、退職金の管理が簡単です。

【厚生労働省・中退共より】

中退共について「もっと詳しく知りたい」、「加入を検討したい」とお考えの事業主様は、**河本社労士事務所・葛城経営研究会までご連絡ください。**

### 個人型確定拠出年金のご案内

個人型確定拠出年金は、公的年金に上乗せして給付を受ける私的年金の1つで、加入者の老後の所得確保の一助となる制度です。主なメリットは、①**掛金が全額所得控除される。**②**運用益も非課税で再投資される。**③**受け取る時も税制優遇措置がある。**という3点です。逆に主なデメリットは、①**運用商品の中には元本保証のない商品もあるため、元本を下回る場合もある。**②**原則60歳までは引き出すことができない。**③**加入時の手数料や毎月の口座管理費などの各種手数料がある。**という3点です。

加入する場合には、事業主が下記の5点を行う必要があります。

- ①国民年金基金連合会に事業所登録をする。
- ②加入を希望する従業員から提出される事業主証明書に必要事項を記入する。
- ③年に1回、加入者の勤務先に資格の有無の確認を行うため事業主証明が必要。
- ④加入者が事業主払込を希望する場合、事業主から国基連に掛金を納付することが必要。
- ⑤所得控除があるので、加入者が個人払込を選択した場合は年末調整が必要。

また、平成29年1月からは第3号被保険者(専業主婦(夫)等)も加入することができるようになりました。税制優遇が行われる個人型確定拠出年金を福利厚生の一つとして利用してみるのも良いかもしれません。【厚生労働省より】

#### セミナーのご案内

### 『リーダーシップ』と『フォロワーシップ』No2 の育成

～世の中の動向と生き残る企業の条件～ 【講師】井上 幸葉氏

【日時】平成30年11月9日(金) 16:00~18:00

【場所】大雅ビル第1会議室(大阪市中央区備後町3-6-2)

是非お申込み下さい! ⇒<https://k-s-j.net/>

### 三重野典子

<http://www.jil.go.jp/press/documents/20180724.pdf>

「企業における福利厚生施策の実態に関する調査」

### 村橋 俊行

河本社労士事務所

ファイルをアップロードしました。

[働き方改革関連法の主な項目と概要.pdf \(186.40 KB\)](#) プレビュー